基本計画

基本目標１　安心安全に暮らせるまちづくり

基本目標２　福祉・医療が充実し、お互いを認め合えるまちづくり

基本目標３　地域資源を活かす、活気あふれるまちづくり

基本目標４　豊かな心身を育み、歴史・伝統・文化を大切にするまちづくり

基本目標５　持続可能なまちづくり

基本目標１　安心安全に暮らせるまちづくり

１－１　町の基盤整備の推進

■関連するSDGｓ

町民が集う宮西児童公園

■現状と課題

〇令和７（2025）年３月に策定された「湯浅町都市計画マスタープラン」により、町の将来の都市構造のあり方や土地利用の方針、都市施設、市街地整備、自然環境保全、都市景観形成等の基本方針を定め、地域の魅力を向上し、安心安全でコンパクトなまちづくりを目指す様々な取組を進めています。

〇平成28（2016）年３月に策定された「湯浅町歴史的風致維持向上計画」により、伝建地区やその他の有形の歴史的資産のみならず、祭り、行事等の文化や風情、情緒、佇まいといった無形の文化・伝統資産も含めた歴史まちづくりに取り組んでいます。

〇公園は、日常における子どもの遊び場や多世代のレクリエーションの場、災害発生時の避難場所等の機能があるため、公園の維持管理に努めていますが、今後は遊具の老朽化に伴う維持管理や更新及び撤去の検討を進めるとともに、町民ひとり当たりの公園面積が小さいため新たな公園整備についても検討する必要があります。

〇本町の上水道普及率はほぼ100%となっていますが、水道管や浄水場等の老朽化が進んでいるため、生活に欠かせない水を確実に住民に届けられるよう、水道管の布設替えや各施設等の維持管理が必要です。

〇平成29（2017）年度の汚水処理構想見直しに伴い、田地区を農業集落排水（※）による集合処理とし、他の地域については合併処理浄化槽（※）による個別処理へと位置付けましたが、合併処理浄化槽設置率及び田地区における農業集落排水対象世帯の加入率は共に低い状況です。

〇本町には町営の二戸連住宅や集合住宅があり、二戸連住宅については、入居中の希望者への払下げ及び空家になった住宅の払下げを進めています。また、集合住宅については、老朽化が進んでいることから、適正な維持管理を行うとともに、計画的な修繕や建替えの検討が必要となっています。

■施策の方向

（1）市街地の整備

①「湯浅町都市計画マスタープラン」・「湯浅町歴史的風致維持向上計画」をはじめとする関連計画と連携して、伝建地区の適正な保全に努めるとともに、災害にも強い安全で調和のとれた市街地整備を図ります。

②地域活性化の拠点となる駅前周辺から重要伝統的建造物群保存地区までを繋ぐ熊野古道において、古民家を活用し新たな観光拠点となる施設の整備を進めます。

③平成 30（2018）年度に策定した「熊野古道及び重伝建地区周辺道路等整備計画」により、安全で利用しやすく、町並みの景観に配慮した道路整備を進めます。

④安心安全なまちづくりの推進並びに良好な景観及び生活環境の保全のため、空家等の適切な空家対策を行うとともに、特定空家（※）については、空家法に基づく対策を進めます。

（2）景観の保全

①本町の豊かな自然環境について、誇れる地域資源として適切な保全・活用に努めるとともに、森林・丘陵地については、無秩序な開発計画を未然に防止します。

②良好な都市景観を育むため、山林や海岸の豊かな自然景観、伝統的な町並みや寺社等の周辺環境等の歴史的・文化的景観等の維持・保全に努めるとともに、これらの保全を通じて、郷土への誇りや愛着の向上、観光誘客の資源として磨き上げることに努めます。

（3）公園の適正な維持管理の推進

①町内各公園の適正な維持管理のため、定期点検により遊具や施設等を修繕し、周辺住民の協力のもとに、町全体で適切な管理に努めます。

（4）上下水道の整備

①水道水源開発事業により、年間を通して安定した水源の確保に努めます。

②水道管及び浄水場施設等の維持管理のため、耐震化や施設更新を計画的に進めます。

③上水道施設等の維持管理・更新に必要な事業費を試算のうえ、新料金体系について検討します。

④田地区を除く全域について汲取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に努めるとともに、田地区における農業集落排水対象世帯の加入促進に取り組み、汚水処理率の向上を目指します。

⑤農業集落排水施設の計画的な更新により適正な維持管理を行います。

（5）町営住宅の維持管理

①老朽化した町営住宅の適切な維持管理を行います。

②地域の自立やコミュニティバランスを回復するため、二戸連住宅の払下げを進めます。

１－２　自然災害に強い基盤整備の推進

■関連するSDGｓ

津波防波堤

■現状と課題

〇本町を流れる主な河川は山田川、出合川、広川であり、台風や集中豪雨等の自然災害への備えを進めるため、県に対して護岸改修工事を行うように要望しています。山田川については、令和６（2024）年12月に和歌山県の策定した「二級河川山田川水系河川整備計画」により、地域住民の安全と安心を確保するために、段階的な整備を行うこととなっています。また近年、局地的な集中豪雨が多発していることから、水路の氾濫や決壊を未然に防ぐ取組を実施する必要があります。

〇主に農業用のかんがい用水を確保するために水を貯え、必要な時に耕作地に送水する設備を備えた人工池であるため池について、氾濫や決壊による災害発生を未然に防ぐため、必要に応じて改修工事を実施しています。

〇南海トラフ巨大地震による津波の発生が懸念される中、町民の生命と財産を守るために、港湾施設や堤防・護岸等の改修について、県に対して要望を行っています。

〇近年、大型台風の襲来や局地的な集中豪雨による土砂災害が全国各地で発生しているため、定期的な防災点検パトロールを実施し、危険箇所等の現状把握に努める必要があります。

整備された護岸（農業用ため池）

■施策の方向

（1）河川・水路の整備

①自然災害による被害を未然に防止し河川・水路の長寿命化を図るため、必要な堤防改修や浚渫(しゅんせつ)（※）等の適正管理を行います。また、環境や景観に配慮した河川整備に努め、水に親しむ川づくりを進めます。山田川については、令和６（2024）年度に策定した河川整備計画に基づき、県と連携して整備を行っていきます。

②雨水公共下水道事業を活用して栖原ポンプ場改築事業を推進するとともに、浸水被害が解消されていない地域についても、順次、浸水対策に努めます。

（2）ため池の整備

①老朽化が進み危険度が高いため池について、県と協議を行い、計画的な改修に努めるとともに、「ため池ハザードマップ」の活用により町民に危険箇所を周知します。

（3）港湾・漁港の整備

①南海トラフ巨大地震に備えた堤防・護岸の改修や消波ブロックの設置、港湾の浚渫等について、県と連携して必要な対策を講じます。

②津波時の漁船避難対策について、県や関係機関と協議検討を行います。

③町管理の漁港施設については、長寿命化や健全化を図るため、点検を実施し、適時必要な対応を行います。

（4）急傾斜地崩壊対策等の推進

①県と連携のうえ、地すべり防止区域や急傾斜地等の危険箇所の調査や定期的な点検パトロールに努め、近年増えている局地的な集中豪雨等における土砂災害から町民の生命と財産を守ります。

②「湯浅町森林整備計画」に基づき、水源かん養（※）、CO2 吸収機能等森林のもつ多様な機能を発揮させるため、特に森林部の多い山田山の重点的な整備・管理に努めます。

③土砂災害特別警戒区域の指定に基づく避難体制の確立や建築物の構造規制等に関する周知を推進します。

災害により崩れた畑

１－３　防災・消防体制の充実

■関連するSDGｓ

避難訓練

■現状と課題

○平成30（2018）年３月に「湯浅町地域防災計画」を改訂し、災害予防・災害応急対策・災害復旧・災害復興の各基本計画を定めて、災害から住民の生命、身体及び財産を守るための体制整備に取り組んでいます。

○本町の防災・消防体制は、行政が中心となり、湯浅広川消防組合、湯浅町消防団及び自主防災組織で構成しています。平成27（2015）年４月に湯浅広川消防組合消防本部が青木地区の高台に移転、５月には防災拠点の機能を備えた役場庁舎が同消防本部の隣地に移転して業務を開始する等、防災・消防体制の強化を図っています。

救命訓練

○大規模な災害が発生した場合、地域防災力を高め、住民自らの力で町域を守る自助・共助の考え方が必要であり、沿岸地域を中心に、毎年各地区単位で南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練を実施しています。令和７（2025）年４月現在、45地区に自主防災組織が結成されていますが、地域防災力の強化のため全地区での設立を目指しています。

○大地震に備えるための公共施設の耐震化については、避難施設として利用する観点から、施設の耐用年数、倒壊危険度及び重要性により優先順位を付けて、計画的に耐震化を進めるとともに、適切な維持管理と更新に努めています。

○大規模災害時に老朽化した家屋の倒壊や火災による避難経路の寸断予防のため、いわゆる特定空家等への措置を講じています。

○有田保健医療圏域（※）の広域連携において、夜間・休日の緊急患者を受け入れる医療機関の体制を強化する必要があります。

○福祉避難所については、令和５（2023）年度より地域福祉センターにおいて開設・運営を実施しています。

避難所開設・運営訓練

■施策の方向

（1）地域防災体制の充実

①「湯浅町地域防災計画」により、近年の豪雨災害や南海トラフ巨大地震による津波等の対応を想定し、災害への備えを進めます。

②多様な災害の発生に備え、関係機関と連携のうえ定期的に防災訓練等を実施することで、住民への防災意識の啓発を図ります。

③障がいのある人及び高齢者等、災害時要援護者の避難体制の充実のため、「災害時要援護者名簿」の作成と記載情報の更新に努めます。

④自主防災組織が結成されていない自治会に対して組織化を働きかけるとともに、結成されている自主防災組織の消火訓練・避難訓練等の活動の支援を行い、地域防災力の強化に努めます。

⑤児童生徒が地域を知り、自ら積極的に参加できる防災教育を行い、災害時に多くの人が生き残るために行動ができる人材の育成を目指します。

⑥有田湯浅警察署、湯浅広川消防組合及び医療機関等との連携を強化し、災害時の救急・救助活動の強化を図ります。

（2）災害に強いまちづくりの推進

①災害対策ビデオや防災マップを活用し、住民の防災意識の高揚を図ります。

②県と連携して、災害危険箇所の改善や津波対策事業等、災害防止に必要な基盤整備対策を進めます。

③特定空家等の措置と合わせて、空地スペースや避難路の確保、建築物の不燃化等を進め、密集した市街地の防火・防災機能の向上を図ります。

（3）火災予防の強化

①定期的な初期消火訓練及び避難誘導訓練を推進するとともに、広報による火災予防意識の高揚により、火災を起こさないまちづくりを推進します。

②建物火災に備えるため、住宅用火災警報器設置義務化の周知徹底や消火器の設置等について普及啓発に努めます。

（4）消防体制の充実

①消防団員の確保に努めるとともに、湯浅広川消防組合と連携のうえ、訓練等による消防団員の資質の向上と消防団組織の強化に努めます。

②消火活動の強化を図るため、消防車両及び消防資機材等の充実に努めるとともに、老朽化の進行に合わせた消防車両、資機材の計画的な更新を推進します。

（5）救急体制の充実

①県及び関係機関と連携のうえ、広域による夜間・休日の救急医療体制の確保に努めます。

１－４　交通の利便性の向上

■関連するSDGｓ

駅前複合施設「湯浅えき蔵」

■現状と課題

〇本町の道路網は、山田地域を南北に縦断する湯浅御坊道路、国道42号、主要県道有田湯浅線（キララときめきロード）及び主要県道御坊湯浅線を基幹道路とし、一般県道湯浅広港湯浅停車場線、一般県道吉原湯浅線及び町道が接続して道路網を構成していますが、今後、都市計画道路の事業をどのように進めていくかが課題となっています。

〇湯浅御坊道路の湯浅インターチェンジは京阪神・和歌山方面からの物流等の拠点であり、令和３（2021）年度に４車線化が完成しました。今後、湯浅インターチェンジと中心市街地の間の道路整備を行い、まちなかを活性化させる交通の利便性の向上に取り組んでいく必要があります。

〇本町の公共交通機関としては、鉄道（ＪＲ）と路線バス（２事業者）がありますが、住民の日常の移動手段としてだけではなく、観光誘客のためにも維持・充実が必要です。

JR紀勢線特急くろしお

■施策の方向

（1）幹線道路の整備

①令和 3（2021）年度中に 4 車線化が完成した湯浅御坊道路の湯浅インターチェンジや国道 42 号線からの道路ネットワークの充実に努めます。

②田地区から有田川町へ抜ける県道有田川湯浅線（出雲道）の早期完成について県に要望を続けるとともに、湯浅町都市計画道路の整備を推進します。

湯浅インターチェンジ

（2）町道等の整備

①町道の通行の安全を確保するため、計画的な道路舗装の改修及び必要な道路幅員を確保するよう努めます。

②道路の定期点検に関する省令・規則により、橋りょう・トンネルの健全性診断に基づく長寿命化計画を作成し、順次長寿命化工事を実施します。

③湯浅駅周辺や伝建地区の無電柱化を進めるとともに、熊野古道周辺についても無電柱化を検討します。

④国内最長のナショナルサイクルルートである「太平洋岸自転車道」が町内を通っており、風光明媚な海岸線道路と併せて、サイクリングを楽しまれる方に配慮した環境整備に努めます。

（3）公共交通の充実

①JR 湯浅駅に停車する特急列車の増便を JR 西日本に要望し、本町を訪れる観光客やビジネス客の利便性向上に努めます。

②JR 湯浅駅周辺を利用する住民の通勤・通学の利便性の向上のため、パーク&ライド（※）制度を継続し、湯浅駅の利用者の増加を図ります。

③住民の日常の大切な移動手段となるバス路線の維持と、新たな移動手段の検討を続けます。

１－５　環境衛生の充実

■関連する SDG s

環境パトロール

■現状と課題

〇本町の豊かな自然環境は、心のなごむ空間と日々の快適な生活環境を与えてくれます。今後とも、町民・行政・関係団体が連携を深め、豊かな自然を保護し、次世代に継承していく必要があります。

〇本町では近年、大気や水質の汚染等による公害の発生は少ない状況ですが、定期的な大気検査と水質検査を実施して公害の発生抑止に努めています。また、騒音・悪臭等の公害を防止するため、通報、相談等があった場合は県及び湯浅保健所とともに迅速に対応しています。

〇し尿の適正な処理は、衛生的な生活環境を確保するための基本となるものであり、行政としての重要な責務です。本町におけるし尿処理は、２町（広川町・湯浅町）で構成する有田衛生施設事務組合が行っており、汚泥再生処理センターにおいて再生処理のうえ堆肥化して“なぎコンポ”として広く販売し、資源循環型再生処理をシステム化して運営しています。

〇ごみの減量を進めることは環境負荷の低減と財政負担の軽減等にも効果があるため、本町では、分別の徹底とともにごみの減量に取り組んでいます。また、本町内のごみ処理は有田衛生施設事務組合及び民間業者が種類に応じて行っていますが、ごみ処理におけるエネルギーの省力化や熱利用の効率化は、環境負荷の低減と運営コストの削減に重要な役割を果たすため、広域での自治体の協力も検討が必要です。

〇湯浅斎場は昭和 53（1978）年に、現在地に移転新築され、町営の火葬場施設として運営されてきました。建築後 45 年以上が経過して老朽化が進むなか、令和８（2026）年度の供用開始に向けて斎場の建替えを進めています。

〇共同浴場「宝栄湯」は昭和 53（1978）年に現在地に移転新築され、一般公衆浴場として町民に広く親しまれてきました。建築後 45 年以上が経過して施設の老朽化が進むなか、設備の大規模修繕や、建替えを検討し、必要な改修工事を行うことで適切な維持に努めています。

■施策の方向

（1）自然環境を保護する取組の推進

海岸清掃

①自然環境を守るため、町民参加型清掃活動（紀州路クリーン大作戦・海岸清掃等）の実施、不法投棄パトロールの実施や監視カメラの設置、広報等による町民の環境意識の醸成等に努めます。

②公共施設への太陽光発電システムの設置や個人住宅向けの太陽光発電システム等の設置のための補助金を引き続き実施し、再生可能エネルギーの普及に努めます。

③上水道の水源である山田川と広川の定期的水質検査や大気汚染定点観測を継続するとともに、公害に関して事業所への啓発・指導等を行い、公害防止に努めます。

④田地区以外での合併浄化槽の設置と田地区における農業集落排水対象世帯の加入を促進し、生活排水等をきれいな水にして川や海に戻すよう努めます。

⑤騒音・悪臭等の公害を防止するため、通報、相談等があった場合は、引き続き県及び湯浅保健所とともに迅速に対応します。

（2）し尿処理・ごみ処理体制の確保

①有田衛生施設事務組合によるし尿処理体制の維持に努めます。

②適切なごみ処理方法及び処理体制について研究を進めます。

（3）ごみの分別・減量と再資源化の推進

①広報ゆあさによる情報提供や小学校における環境教育の実施等を通して、ごみの分別・減量やごみの正しい分別方法について周知し、住民の環境意識の醸成を図ります。

（4）斎場の適正な管理・運営

①湯浅斎場の建替えを実施し、供用開始後は、適正な運営に努めます。

（5）共同浴場の適正な管理・運営

①現在の共同浴場の基準に沿った施設とするために、設備の大規模修繕や建替えを視野に検討を進めます。

１－６　生活安全の確保

■関連するSDGｓ

消費者啓発セミナー

■現状と課題

〇近年、犯罪の巧妙化や凶悪化が進み、高齢者を狙った振り込め詐欺や悪質商法等の手法も巧妙かつ悪質化しており、住民への啓発が必要です。また、地域における見守り活動の強化により、子どもから高齢者まで全ての住民が安心安全に暮らせるよう取組を進める必要があります。

〇町内には狭い道路が多くありますが、交通安全意識に関する一層の普及啓発に努めるとともに、危険箇所の改良を行うことにより、交通事故を未然に防止する必要があります。また、高齢化の進行に伴う高齢者ドライバーの交通事故発生が懸念されるため、対応が必要です。

地域での交通安全運動

■施策の方向

（１）地域安全対策の推進

①防犯カメラの設置を進めて犯罪の発生を抑止するとともに、犯罪等が発生した際には警察等の関係機関と連携し、早期解決に努めます。

②地域安全推進員の活動を支援し、学校・地域・保護者が協同して見守り体制等を強化することにより、子どもや高齢者を含む地域の安全確保に努めます。

③有田管内１市３町で専門相談員による消費生活相談窓口を開設し、消費者相談体制の充実を図るとともに、悪質商法等の犯罪に巻き込まれないよう啓発活動を行います。

④防犯灯・街路灯の適正な設置及び管理に努めます。

街角に設置された防犯カメラ

（２）交通安全対策の推進

①警察等の関係機関と連携し、子どもから高齢者までを対象に講演会や各種イベントの機会を通じて交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚を図ります。

②運転者に対し、安全運転マナーや交通事故の危険性等の啓発を行うとともに、高齢者ドライバーの事故抑止のための普及啓発に取り組みます。

③歩行者の安全確保のため、危険性の高い交差点や交通量の多い道路について、道路・交差点の改良及びカーブミラー、ガードレール、道路区画線等の修繕・整備を進めます。また、児童・学生の通学路になっている県道御坊湯浅線については、歩道の設置を進めます。

④通学路における関係機関との合同点検を行い、対策実施後の効果検証に基づく改善により、通学路の安全性の向上を図ります。